

うめ産地安定化特別対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、令和6年産の記録的なうめ不作に伴う加工原料不足によって、生産、加工、販売が一体となって形成されるうめ産地が多大な影響を受けたことを踏まえ、事業実施主体が行ううめ産地安定化のための取組に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(事業実施主体)

第2 この要綱において「事業実施主体」とは、和歌山県内に居住又は本店等を置く者であって、下表に掲げる者とする。

事業実施主体	定 義
農業者等	県内でうめを栽培する者又はうめを栽培する者が構成員となっている団体等であって、以下の(1)～(5)のいずれかに該当する者。 (1)農業者、(2)農業協同組合、(3)農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、(4)農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）、(5)農業者をもって組織する団体（法人でない団体にあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約が定められているものに限る。）
梅干加工事業者等	(1)梅干加工事業者（漬物製造業の営業許可（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可をいう。）を取得し、県産梅を使い県内で梅干しを製造している者をいう。）、(2)梅干加工事業者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）、(3)梅干加工事業者をもって組織する事業協同組合（中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合をいう。）

(補助対象事業、補助率及び補助金額の上限)

第3 補助対象事業は事業実施主体が行う下表に掲げる事業とし、補助率及び補助金額の上限は、下表に定めるとおりとする。ただし、算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

事業区分	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助金額の上限
農業参入	梅干加工事業者等（第2の表の梅干加工事業者等のうち(3)を除く）	うめ栽培の省力化に資する機器の導入に要する経費	補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の3分の1以内	1事業実施主体あたり50万円

原料備蓄	農業者等 梅干加工事業者 等	梅干原料の備蓄に 必要な資材の導入 に要する経費		1 事業実施主体あ たり 10 万円 ただし、事業実施 主体が第 2 の表の 農 業 者 等 の う ち (2)、(3)及び(5)で あって、受益者が 農 業 者 である 場 合、又は梅干加工 事 業 者 等 の う ち (3)であって、受益 者が梅干加工事業 者である場合は 1 受益者あたり 10 万 円
------	----------------------	--------------------------------	--	--

(事業実施に当たっての留意事項)

第 4 事業実施により機械設備を導入するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 事業実施主体が自費又は他の助成により実施中の事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。
- (2) この補助金の交付と対象経費を重複して、国及び県の他の助成を受けてはならない。

(交付申請)

第 5 規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式は、次のとおりとする。

書 類	様 式
事業計画書	別記第 1 号様式
収支予算書	別記第 2 号様式

(交付条件)

第 6 規則第 6 条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分（当該補助対象事業費の 30 パーセント未満の配分変更を除く。）を変更しようとする場合
 - ウ 補助事業を廃止しようとする場合
- (2) 前号に該当しない変更については、うめ産地安定化特別対策事業軽微変更届（別記第 3 号様式）により知事に報告しなければならない。ただし、事業完了時に事業費の軽微な

変更が判明した場合は、実績報告をもって代えることができる。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (5) 前号の財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間内（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）において知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた事業実施年度終了後 5 年間保管しなければならないこと。
- (7) 事業実施主体を補助する市町村は、補助金の交付に際しては、事業実施主体に対し県から付された条件と同じ条件を付さなければならないこと。

（事業計画の変更）

第 7 次に掲げる事由等により事業計画を変更しようとする場合には、うめ産地安定化特別対策事業計画変更承認申請書（別記第 4 号様式）に変更事業計画書（別記第 1 号様式）及び変更収支予算書（別記第 2 号様式）を添付して知事に提出しなければならない。ただし、次条の規定による補助金の変更交付申請を行う場合は、これを省略することができる。

- (1) 第 6 の(1)のア又はイの規定により知事の承認を受けようとする場合
- (2) 補助金の増額又は 30 パーセントを超える減額をしようとする場合

（変更交付申請）

第 8 前条に伴う補助金の変更交付を申請しようとする場合には、うめ産地安定化特別対策事業補助金変更交付申請書（別記第 5 号様式）に変更事業計画書（別記第 1 号様式）及び変更収支予算書（別記第 2 号様式）を添付して知事に提出しなければならない。

（着手の制限）

第 9 事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記したうめ産地安定化特別対策事業補助金交付決定前着手届（別記第 6 号様式）を知事に提出しなければならない。

（事業の廃止）

第 10 第 6 の(1)のウの規定により事業を廃止しようとする場合には、うめ産地安定化特別対策事業廃止承認申請書（別記第 7 号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 1 1 規則第 13 条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出期限
事業実績書	別記第 1 号様式	補助事業完了後 30 日以内又は令和 7 年 3 月 31 日のいずれか早い日
収支精算書	別記第 8 号様式	

(書類の経由)

第 1 1 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、事業実施主体の所在地を管轄する振興局長を経由しなければならない。

(その他)

第 1 2 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

2 事業実施主体は、補助金の交付等に関して知事から指示がある場合は、その指示に従わなくてはならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 12 月 19 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 2 月 17 日から施行する。

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業目的（変更理由）

2 事業計画（実績）

（1）農業参入（新規・拡充）

うめ栽培面積（a）		農地の所在地 （新規・拡充分）	農地の賃借権等取得（予定） 年月日
現状	新規・拡充		

該当者は以下にチェックを入れて下さい

☐ 県産梅で梅干しを製造している

（申請者が子会社の場合は親会社の状況を記載）

（2）機器・資材の導入

事業区分	実施内容 （導入機器・資材） ※導入する機器等の右欄に○		機器・資材等の 規格等	数量	事業費(円)		負担区分(円)		実施期間		備考
						うち補助 対象事業費	県費	その他	着手(予定) 年月日	完了(予定) 年月日	
農業参入	堆肥散布機										
	リモコン式草刈機										
	電動高枝せん定バサミ										
	農業用アシストスーツ										
	小計			0	0	0	0	0			
原料 備蓄	うめ漬け込み用タンク										
	※規格が異なるタンクを複数導入する場合は、規格ごとに記入する。										
	小計			0	0	0	0	0			
合計				0	0	0	0	0			

3 事業完了(予定)年月日

令和 年 月 日

4 添付書類

ア 申請時

(1) 事業に係る資料：①見積書（規格、数量、単価等が記載されたもの）、②カタログ、③事業実施位置図

(2) 申請者に係る資料：①定款及び役員名簿、②漬物製造業営業許可の写し、③債権債務者登録申出書及び振込先情報が確認できる通帳のページの写し（登録のない申請者のみ）

〔申請者が子会社の場合〕①定款及び役員名簿、②親会社の漬物製造業営業許可の写し、③子会社であることが分かる書類

④債権債務者登録申出書及び振込先情報が確認できる通帳のページの写し（登録のない申請者のみ）

イ 変更申請時：変更により上記(1)に異動が生じた資料

ウ 実績報告時：①事業費と事業内容（規格、数量、単価等）が確認できる資料（領収書及び明細書の写し等）、②写真、

③（農業参入の場合）令和6年度中に農地の賃借権又は使用貸借権を取得したことがわかる資料

エ その他知事が必要と認める書類

【記入要領】

1 「うち補助対象事業費」は事業費から消費税及び地方消費税を控除した金額を記入すること。

2 変更があった場合、変更前を上段に（ ）を付して記載し、変更後を下段に記載すること。

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業目的（変更理由）

2 事業計画（実績）

対策区分	受益者氏名	タンクの規格等	数量	事業実施場所		事業費(円)		負担区分(円)		実施期間		備考
				(市町村)	(所在地)		うち補助 対象事業費	県費 ※受益者あたりの 上限10万円	その他	着手(予定) 年月日	完了(予定) 年月日	
原料 備蓄												
合計			0			0	0	0	0			

3 事業完了(予定)年月日
令和 年 月 日

4 添付書類

- ア 申請時
(1)事業に係る資料：①見積書（規格、数量、単価等が記載されたもの）、②カタログ、③事業実施位置図
(2)申請者に係る資料：〔団体の場合〕規約及び構成員名簿、〔法人の場合〕定款及び役員名簿
債権債務者登録申出書及び振込先情報が確認できる通帳のページの写し（登録のない申請者のみ）
- イ 変更申請時：変更により上記(1)に異動が生じた資料
- ウ 実績報告時：①事業費と事業内容（規格、数量、単価等）が確認できる資料（領収書及び明細書の写し等）、②写真
- エ その他知事が必要と認める書類

【記入要領】

- 1 事業実施場所の所在地には、市町村以降の字を記入すること。
- 2 「うち補助対象事業費」は事業費から消費税及び地方消費税を控除した金額を記入すること。
- 3 変更があった場合、変更前を上段に（ ）を付して記載し、変更後を下段に記載すること。

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業目的（変更理由）

2 事業計画（実績）

対策区分	受益者名	タンクの規格等	数量	事業実施場所		事業費(円)		負担区分(円)		実施期間		県産梅で梅干しを製造している
				(市町村)	(所在地)		うち補助対象事業費	県費 ※受益者あたりの 上限10万円	その他	着手(予定) 年月日	完了(予定) 年月日	
原料 備蓄												☐
												☐
												☐
												☐
												☐
												☐
												☐
												☐
												☐
												☐
												☐
												☐
												☐
合計			0			0	0	0	0			

3 事業完了(予定)年月日

令和 年 月 日

4 添付書類

ア 申請時

- (1)事業に係る資料：①見積書（規格、数量、単価等が記載されたもの）、②カタログ、③事業実施位置図、④漬物製造業営業許可の写し
(2)申請者に係る資料：定款及び役員名簿、債権債務者登録申出書及び振込先情報が確認できる通帳のページの写し（登録のない申請者のみ）

イ 変更申請時：変更により上記(1)に異動が生じた資料

ウ 実績報告時：①事業費と事業内容（規格、数量、単価等）が確認できる資料（領収書及び明細書の写し等）、②写真

エ その他知事が必要と認める書類

【記入要領】

- 1 事業実施場所の所在地には、市町村以降の字を記入すること。
2 「うち補助対象事業費」は事業費から消費税及び地方消費税を控除した金額を記入すること。
3 変更があった場合、変更前を上段に（ ）を付して記載し、変更後を下段に記載すること。
4 事業実施主体は、各受益者が「県産梅で梅干しを製造している」ことを確認の上、チェックを入れること。

別記第2号様式（第5、第7、第8関係）

(変 更) 収 支 予 算 書

1 収入の部 (円)

区 分	予 算 額	備 考
補 助 金		
自己負担費		
そ の 他		
計		

2 支出の部 (円)

区 分	予 算 額	備 考
農業参入		
原料備蓄		
計		

別記第3号様式（第6関係）

うめ産地安定化特別対策事業軽微変更届

第 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住所
氏名
又は団体名・代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので、うめ産地安定化特別対策事業補助金交付要綱第6の規定により報告します。

記

1 変更の内容
変更前

変更後

※変更があった資料を添付のこと

2 変更の理由

別記第4号様式（第7関係）

うめ産地安定化特別対策事業計画変更承認申請書

番 号

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
氏名
又は団体名・代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、下記のとおり計画変更したいので、うめ産地安定化特別対策事業補助金交付要綱第7の規定により、承認を申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

別記第5号様式（第8関係）

第 年 月 日

和歌山県知事 様

住所
氏名
又は団体名・代表者氏名

うめ産地安定化特別対策事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり事業の内容を変更し、補助金等 円の追加交付(又は減額承認)を受けたいので、うめ産地安定化特別対策事業補助金交付要綱第8の規定により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

別記第6号様式（第9関係）

うめ産地安定化特別対策事業補助金交付決定前着手届

番 号

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名

又は団体名・代表者氏名

うめ産地安定化特別対策事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に
着手したいので、届け出ます。

記

1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した
事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。

2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合にお
いても、異議がないこと。

3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は
行わないこと。

実施内容	事業量（円）	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

別記第7号様式（第10関係）

うめ産地安定化特別対策事業廃止承認申請書

番 号

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名

又は団体名・代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、下記のとおり事業を廃止したいので、うめ産地安定化特別対策事業補助金交付要綱第9の規定により申請します。

記

1 廃止する事業の内容

2 事業廃止の理由

収 支 精 算 書

1 収入の部 (円)

区 分	精 算 額	予 算 額	比 較 増 減	
			増	減
補 助 金				
自己負担費				
そ の 他				
計				

2 支出の部 (円)

区 分	精 算 額	予 算 額	比 較 増 減	
			増	減
農業参入				
原料備蓄				
計				